

# 在宅で利用できるサービス

## 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援・ 居宅介護支援(サービス計画の作成)

事業

支援

介護

在宅でのサービスを希望するとき、要支援認定を受けた方や事業対象者となった方は介護予防支援事業所（地域包括支援センター）に、要介護認定を受けた方は居宅介護支援事業所に、それぞれ予防・居宅サービス計画書（ケアプラン）の作成を依頼します。

作成費用は、介護保険で全額負担しますので、自己負担はありません。

依頼を受けた事業所は、ご本人の希望をお聞きしながら、自立に向けたケアプランを作成します。

事業

支援

(要支援1、2の方・事業対象者)

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

～介護予防サービス・支援計画書(ケアプラン)の例～

※ サービスの組み合わせの一例です。

※ サービス利用前に、それぞれの事業者と契約を結びます。

### 事業対象者の例(総合事業のサービスのみ利用する場合)

サービスの限度額		※ 50,320円/月					
	月	火	水	木	金	土	日
午前					介護予防訪問介護相当サービス		
午後		通所型基準緩和サービス					

### 要支援1と認定された方の例(予防給付のみ利用する場合)

介護予防サービスの限度額		※ 50,320円/月					
	月	火	水	木	金	土	日
午前	介護予防通所リハビリ			介護予防訪問看護			
午後							

### 要支援2と認定された方の例(予防給付のみ利用する場合)

介護予防サービスの限度額		※ 105,310円/月					
	月	火	水	木	金	土	日
午前	介護予防訪問看護						
午後		介護予防通所リハビリ		介護予防訪問看護	介護予防通所リハビリ		

### 要支援1と認定された方の例 (総合事業と予防給付を合わせて利用する場合)

介護予防サービスの限度額		※ 50,320円/月					
	月	火	水	木	金	土	日
午前					介護予防訪問看護		
午後		介護予防通所介護相当サービス					

### 要支援2と認定された方の例 (総合事業と予防給付を合わせて利用する場合)

介護予防サービスの限度額		※ 105,310円/月					
	月	火	水	木	金	土	日
午前		介護予防訪問介護相当サービス		介護予防訪問看護相当サービス			
午後			介護予防通所リハビリ		介護予防通所リハビリ		

※ 1月あたりの利用限度額は、1単位を10円として計算した場合の目安の金額です。



## (要介護1から5の方)居宅介護支援 ～居宅サービス計画書(ケアプラン)の例～

※ サービスの組み合わせの一例です。

※ サービス利用前に、それぞれの事業者と契約を結びます。

### 要介護1と認定された方の例

居宅サービスの限度額		※ 167,650円/月					
	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護	通所介護 または 通所リハビリ	訪問介護	訪問看護	通所介護 または 通所リハビリ	訪問介護	
午後							

### 要介護2と認定された方の例

居宅サービスの限度額		※ 197,050円/月					
	月	火	水	木	金	土	日
午前	通所介護 または 通所リハビリ	訪問介護	通所介護 または 通所リハビリ	訪問看護	通所介護 または 通所リハビリ	訪問介護	
午後				訪問介護			

福祉用具貸与:車イス

### 要介護3と認定された方の例

居宅サービスの限度額		※ 270,480円/月					
	月	火	水	木	金	土	日
午前	通所介護 または 通所リハビリ	訪問介護	通所介護 または 通所リハビリ	訪問看護	通所介護 または 通所リハビリ	訪問介護	
午後	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護

福祉用具貸与:車イス、特殊寝台、マットレス

### 要介護4と認定された方の例

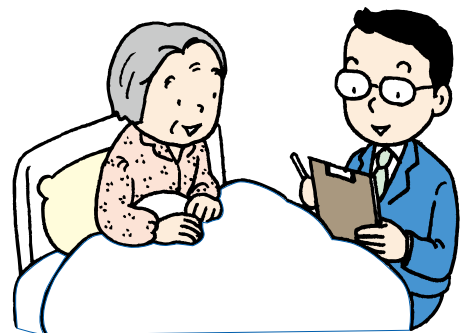
居宅サービスの限度額		※ 309,380円/月					
	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	通所介護 または 通所リハビリ	訪問介護	訪問介護
午後	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護

福祉用具貸与:車イス、特殊寝台、マットレス、エアーマット

### 要介護5と認定された方の例

居宅サービスの限度額		※ 362,170円/月					
	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護
	訪問看護				訪問看護		
午後	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	
	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護

福祉用具貸与:特殊寝台、マットレス、エアーマット



※ 1月あたりの利用限度額は、1単位10円として計算した場合の目安の金額です。

## 家庭を訪問するサービス

### 総合事業 サービス・活動事業 (旧介護予防・生活支援サービス) 訪問型サービス

事業

支援

#### 事業 支援 介護予防訪問介護相当サービス

サービス内容は27頁の「訪問介護」と同じです。

**標準的なサービスの費用** 費用の1割～3割が自己負担になります。

週1回程度の利用が必要な場合	月4回以上	1月につき	12,006円
週2回程度の利用が必要な場合	月8回以上	1月につき	23,983円
週2回を超える利用が必要な場合 ※事業対象者は、例えば退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられる場合に利用可能です。	月12回以上	1月につき	38,052円
上記の回数に満たない場合	身体介護中心の支援	1回につき	2,930円
	生活援助(20分以上45分未満)	1回につき	1,827円
	生活援助(45分以上)	1回につき	2,246円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

#### 事業 支援 訪問型基準緩和サービス

事業所の職員等が自宅を訪問して、調理、掃除、買い物等の生活援助を行います。(身体介護は行いません)

**標準的なサービスの費用** 費用の1割～3割が自己負担になります。

週1回程度の利用が必要な場合	月4回以上	1月につき	9,985円
週2回程度の利用が必要な場合	月8回以上	1月につき	19,909円
週2回を超える利用が必要な場合 ※事業対象者は、例えば退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられる場合に利用可能です。	月12回以上	1月につき	31,579円
上記の回数に満たない場合	生活援助(20分以上45分未満)	1回につき	2,144円
	生活援助(45分以上)	1回につき	2,634円

#### 事業 支援 住民主体の訪問型生活支援

※事業対象者・要支援者以外の方でも、支援が必要な方は利用できる場合もあります。

ボランティア団体等が、掃除やゴミ出し、洗濯、調理、日用品等の買い物などの生活支援を行います。

支援の内容や利用者負担(利用料)は実施団体により異なります。

#### 事業 支援 訪問型短期集中予防サービス(訪問指導)

保健師や看護師等が訪問して、相談を受け助言をすることで、生活機能の維持・向上を図ります。

サービスを利用する場合の利用者負担はありません。

# 訪問介護 ～ホームヘルプサービス～

介護

介護訪問員（ホームヘルパー）が自宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の身のまわりの支援を行います。

## 身体介護

- ・食事や入浴、排泄の介助
  - ・衣類の着脱の介助
  - ・身体の清拭、洗髪の介助、通院等乗降介助 など
- ※世帯や家族の状況にかかわらず、利用することができます。

## 生活援助

- ・食事の用意や衣類の洗濯
- ・住居等の清掃や生活必需品の買物 など

※介護保険で生活援助が利用できるのは、次のような場合です。

- ①利用者が一人暮らしの場合
- ②家族など同居している場合は、家族などが病気等の理由により家事を行うことが困難であるとき

介護保険はみなさまの保険料や公費によって成り立つものですので、原則として次のようなサービスは介護保険の対象とはならず、全額自己負担で利用していただくこととなります。

- ①本人以外の部屋の掃除など、家族のための家事
- ②庭の草むしりなど、ホームヘルパーがやらなくても普通の暮らしに差し支えないもの
- ③大掃除など、普段はやらないような家事

## 介護 (要介護1～5の方) 訪問介護

標準的なサービスの費用 費用の1割～3割が自己負担になります。

身体介護	20分未満	1,664円
	20分以上30分未満	2,491円
	30分以上1時間未満	3,951円
	1時間以上1時間30分未満	5,789円
	1時間30分以上 (30分増すごとに)	837円を加算
生活援助	20分以上45分未満	1,827円
	45分以上	2,246円
身体介護に引き続き生活援助を行う場合	20分以上	身体介護の費用 + 663円
	45分以上	身体介護の費用 + 1,327円
	70分以上	身体介護の費用 + 1,990円

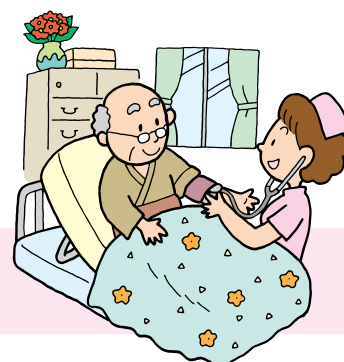
※他に、各種加算が算定される場合があります。

# 訪問看護

支援 介護

看護師などが自宅を訪問して、かかりつけの医師と連絡をとりながら、療養上の支援や必要な診療の補助を行います。

- ・ 血圧や脈拍などの病状のチェック
- ・ 床ずれの予防や処置
- ・ 経管栄養、在宅酸素療法に使う機器などの管理や医療処置



**支援** (要支援1、2の方) 介護予防訪問看護

**介護** (要介護1～5の方) 訪問看護

**標準的なサービスの費用** 費用の1割～3割が自己負担になります。

時間	内容	訪問看護ステーションが行う場合		医療機関が行う場合	
		要支援1・2	要介護1～5	要支援1・2	要介護1～5
20分未満		3,093円	3,205円	2,613円	2,715円
30分未満		4,604円	4,808円	3,900円	4,073円
30分以上1時間未満		8,106円	8,402円	5,646円	5,860円
1時間以上1時間30分未満		11,128円	11,516円	8,310円	8,617円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、医療保険での訪問看護の利用となります。

# 訪問入浴介護

支援 介護

入浴が困難な方の自宅に、移動入浴車で訪問して、入浴の介助を行います。

**支援** (要支援1、2の方) 介護予防訪問入浴介護

**介護** (要介護1～5の方) 訪問入浴介護



**標準的なサービスの費用** 費用の1割～3割が自己負担になります。

要支援1・2の方	1回につき	8,739円
要介護1～5の方	1回につき	12,925円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

# 訪問リハビリテーション

支援

介護

理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問して、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

**支援** (要支援1、2の方) 介護予防訪問リハビリテーション

**介護** (要介護1～5の方) 訪問リハビリテーション

**標準的なサービスの費用** 費用の1割～3割が自己負担になります。

要支援1・2の方	1回につき	3,030円
要介護1～5の方	1回につき	3,132円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

# 居宅療養管理指導

支援

介護

医師、歯科医師、薬剤師が訪問して要支援・要介護認定を受けた方やその家族に介護方法等の指導や助言・情報提供を行います。また、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが訪問して療養上の指導を行います。

**支援** (要支援1、2の方) 介護予防居宅療養管理指導

**介護** (要介護1～5の方) 居宅療養管理指導

**標準的なサービスの費用** 費用の1割～3割が自己負担になります。

医師が行う場合	月に2回を限度	単一建物居住者1人に対して行う場合	5,150円
		単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	4,870円
		単一建物居住者10人以上に対して行う場合	4,460円
歯科医師が行う場合	月に2回を限度	単一建物居住者1人に対して行う場合	5,170円
		単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	4,870円
		単一建物居住者10人以上に対して行う場合	4,410円
病院が行う場合	月に2回を限度	単一建物居住者1人に対して行う場合	5,660円
		単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	4,170円
		単一建物居住者10人以上に対して行う場合	3,800円
薬局の薬剤師が行う場合	月に4回を限度 (がん末期及び中心静脈栄養患者は、月8回を限度)	単一建物居住者1人に対して行う場合	5,180円
		単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	3,790円
		単一建物居住者10人以上に対して行う場合	3,420円
	月に1回を限度	情報通信機器を用いて行う場合	460円
管理栄養士が行う場合	月に2回を限度	単一建物居住者1人に対して行う場合	5,450円
		単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	4,870円
		単一建物居住者10人以上に対して行う場合	4,440円
歯科衛生士が行う場合	月に4回を限度	単一建物居住者1人に対して行う場合	3,620円
		単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	3,260円
		単一建物居住者10人以上に対して行う場合	2,950円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※単一建物居住者とは、養護老人ホーム、有料老人ホーム、マンションなどの集合住宅等に入所又は入居している利用者のうち、同じ事業所から同一月に訪問診療や居宅療養管理指導を受ける場合のことを言います。

## 日帰りを通うサービス

### 総合事業 サービス・活動事業 (旧介護予防・生活支援サービス) 通所型サービス

事業

支援

#### 事業 支援 介護予防通所介護相当サービス

サービス内容は31頁の「通所介護」と同じです。

**標準的なサービスの費用** 費用の1割～3割が自己負担になります。

要支援1、事業対象者	月3回まで	1回につき	4,421円
	月4回以上	1月につき	18,231円
要支援2、事業対象者 ※事業対象者は、例えば退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられる場合に利用可能です。	月7回まで	1回につき	4,532円
	月8回以上	1月につき	36,716円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※食費やおむつ代は保険の対象になりませんので、別途自己負担となります。

#### 事業 支援 通所型基準緩和サービス

身体介護を必要としない方を対象に、運動やレクリエーションなどを行います。

**標準的なサービスの費用** 費用の1割～3割が自己負担になります。

要支援1、事業対象者	月3回まで	1回につき	3,437円
	月4回以上	1月につき	13,739円
要支援2、事業対象者 ※この場合の事業対象者とは、例えば退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられる方等です。	月7回まで	1回につき	3,528円
	月8回以上	1月につき	28,199円

#### 事業 支援 通所型短期集中予防サービス(幸齢ますます元気教室)

「体や口腔、認知機能維持・向上の体操」や「運動・口腔の健康・栄養・認知症予防についての講座」を実施する教室です。

短期間で心身機能の維持・向上を図ります。

- 週1回、3か月(全12回)のコースです。(1回1時間30分～1時間50分程度)
- プログラムは、**運動・栄養・口腔・認知機能**の4要素で構成されています。
  - ・体しゃっきり体操 ・お口の体操 ・栄養改善ミニ講座
  - ・脳を活性化させる課題を組み合わせた運動 ・運動器機能向上ミニ講座
  - ・口腔機能向上ミニ講座 ・認知症予防ミニ講座 など
- 教室参加料は無料ですが、教材費など、実費相当額を負担していただく場合があります。(400円程度)
- 自力で通所できない方で、家族などによる送迎が困難な場合には、事業者による送迎サービスをご利用いただけます。

# 通所介護 ～デイサービス～

介護

デイサービスセンターなどの施設へ通い、入浴や食事の提供や日常生活上の支援などを行います。

- ・看護師や保健師などによる健康チェックや日常生活動作訓練
- ・移動や排泄の介助、見守りなどのサービス
- ・レクリエーションなど、高齢者同士の交流

## 介護 (要介護1～5の方)通所介護

標準的なサービスの費用(7時間以上8時間未満) 費用の1割～3割が自己負担になります。

要介護1	1回につき	6,672円
要介護2	1回につき	7,878円
要介護3	1回につき	9,126円
要介護4	1回につき	10,373円
要介護5	1回につき	11,640円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※入浴サービスについては提供していない事業所もありますので、詳細は事業所にお問い合わせください。

※食費やおむつ代は保険の対象になりませんので、別途自己負担となります。

これらのサービスは、利用する方の状態にあわせて、デイサービス等で行われます。

- 運動器の機能向上 柔軟体操や筋力低下をふせぐための運動やトレーニング
- 栄養改善 低栄養を予防するための食べ方、食材の選び方の指導
- 口腔ケア 口腔機能の低下やおそれのある方に口腔内の健康状態を含め、食べることや飲み込む機能向上が必要な方のための指導

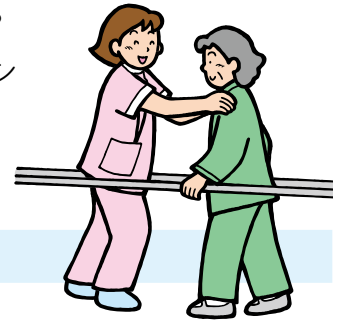
# 通所リハビリテーション ～デイケア～

支援

介護

介護老人保健施設などの施設へ通い、理学療法士等によるリハビリテーションを行います。また、入浴や食事の提供、レクリエーションなども行います。

- ・医師の指示に基づく、理学・作業療法士等によるリハビリテーション
- ・利用者が参加するレクリエーション



## 支援 (要支援1、2の方) 介護予防通所リハビリテーション

**標準的なサービスの費用** 費用の1割～3割が自己負担になります。

要支援1	1月につき	23,065円
要支援2	1月につき	42,998円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※食費やおむつ代は保険の対象になりませんので、別途自己負担となります。

## 介護 (要介護1～5の方) 通所リハビリテーション

**標準的なサービスの費用(7時間以上8時間未満)** 費用の1割～3割が自己負担になります。

要介護1	1回につき	7,749円
要介護2	1回につき	9,183円
要介護3	1回につき	10,637円
要介護4	1回につき	12,356円
要介護5	1回につき	14,024円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※食費やおむつ代は保険の対象になりませんので、別途自己負担となります。

# 短期入所サービス

## 短期入所生活介護・短期入所療養介護 ～ショートステイ～ 支援 介護

介護する方の負担を軽減するために、特別養護老人ホームや介護老人保健施設・病院などの施設へ短期間入所し、入浴・排泄・食事などの介助や日常生活上の支援、機能訓練などのサービスを受けます。

支援 (要支援1、2の方) 介護予防短期入所生活介護

介護 (要介護1～5の方) 短期入所生活介護

**標準的なサービスの費用(短期入所単独事業所の場合/1日当たり)**

費用の1割～3割が自己負担になります。

介護度 部屋の種別	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室	4,871円	6,061円	6,559円	7,271円	8,003円	8,705円	9,417円
多床室	4,871円	6,061円	6,559円	7,271円	8,003円	8,705円	9,417円
ユニット型個室・ 個室的多床室	5,705円	6,925円	7,586円	8,288円	9,061円	9,753円	10,454円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※これらの費用の1割～3割負担のほか、食費+滞在費+日常生活費がかかります。

支援 (要支援1、2の方) 介護予防短期入所療養介護

介護 (要介護1～5の方) 短期入所療養介護

**標準的なサービスの費用(介護老人保健施設の場合/1日当たり)**

費用の1割～3割が自己負担になります。

介護度 部屋の種別	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室	5,871円	7,361円	7,635円	8,122円	8,760円	9,308円	9,845円
多床室	6,215円	7,848円	8,416円	8,923円	9,572円	10,109円	10,667円
ユニット型個室・ 個室的多床室	6,327円	8,000円	8,477円	8,953円	9,612円	10,170円	10,707円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※これらの費用の1割～3割負担のほか、食費+滞在費+日常生活費がかかります。

**標準的なサービスの費用(介護医療院の場合/1日当たり)**

**費用の1割～3割が自己負担になります。**

介護度 部屋の種別	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室	6,114円	7,513円	7,888円	9,055円	11,519円	12,573円	13,516円
多床室	6,753円	8,385円	9,065円	10,200円	12,675円	13,719円	14,662円
ユニット型個室・ 個室的多床室	6,966円	8,639円	9,237円	10,373円	12,857円	13,901円	14,844円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※これらの費用の1割～3割負担のほか、食費+滞在費+日常生活費がかかります。

注1:利用料、各居室の種類の説明は、37頁をごらんください。

注2:所得の低い方に対して、居住費(滞在費)・食費など、利用料の軽減制度があります。

くわしくは53頁をごらんください。

**その他のサービス**

**特定施設入居者生活介護**

支援

介護

有料老人ホームなどに入居している方も、食事や入浴、排泄の介助などのサービスを介護保険で利用することができます。有料老人ホームについては78頁をごらんください。

**支援 (要支援1、2の方) 介護予防特定施設入居者生活介護**

**介護 (要介護1～5の方) 特定施設入居者生活介護**

**標準的なサービスの費用**

**費用の1割～3割が自己負担になります。**

要支援1	1日につき	1,855円
要支援2	1日につき	3,173円
要介護1	1日につき	5,495円
要介護2	1日につき	6,175円
要介護3	1日につき	6,885円
要介護4	1日につき	7,544円
要介護5	1日につき	8,243円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※食材料費や居室の賃貸借契約に必要となる費用(家賃・敷金・礼金・共益費等)は、保険の対象に含まれませんので、事業者にご確認ください。

※その他の居宅サービス(居宅療養管理指導を除く)と同時に利用することはできませんのでご注意ください。

**【外部サービス利用型特定施設入居者生活介護について】**

柔軟かつ効率的なサービスが提供できるよう、生活相談や、介護サービス計画の作成は、施設職員が行いますが、介護などのサービス提供は、外部のサービス提供事業者が行います。

サービスの費用は、介護サービス計画作成などの基本サービスの金額と、実際にサービスを利用した金額の合計となりますが、要介護ごとに利用限度額が設けられています。

※実施の有無については、各施設に直接おたずねください。

**【短期利用特定施設入居者生活介護について】**

一定の要件を満たす特定施設については、30日以内で短期利用ができます。

※実施の有無については、各施設に直接おたずねください。

# 福祉用具の貸与

支援

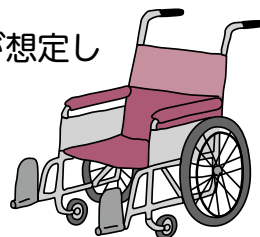
介護

車いすや特殊寝台など、日常生活の自立を助ける用具を貸与します。費用の1割～3割が自己負担になります。

ただし、要支援1、2および要介護1の方が貸与を受ける場合、利用が想定しにくい品目（※）については、原則として貸与の対象となりません。

（※）利用が想定しにくい品目は、①～⑥、⑪と⑫です。

（※）⑬については、原則として要介護4、要介護5の方のみ対象となります。



## 貸与の対象となる福祉用具

- |                           |                      |
|---------------------------|----------------------|
| ① 車いす                     | ⑧ スロープ【取付け工事がいらぬもの】  |
| ② 車いす付属品【クッションや電動補助など】    | ⑨ 歩行器                |
| ③ 特殊寝台【傾斜角度や高さが調整できるもの】   | ⑩ 歩行補助つえ【松葉杖やクラッチなど】 |
| ④ 特殊寝台付属品【マットレスやサイドレールなど】 | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器        |
| ⑤ 床ずれ防止用具【エアパッドなど】        | ⑫ 移動用リフト【つり具の部分を除く】  |
| ⑥ 体位変換器                   | ⑬ 自動排泄処理装置           |
| ⑦ 手すり【取付け工事がいらぬもの】        |                      |

※①～⑦、⑪～⑬を購入した場合は、介護保険給付の対象にはなりません。

⑧～⑩は、利用方法（貸与、または購入）を選択できるものもあります。

## 問い合わせ

各区役所健康福祉課高齢介護担当（裏表紙参照）

# 福祉用具購入費の支給

支援

介護

利用者が、支給の対象となる下記の福祉用具を、指定販売業者から購入した場合に、保険給付の対象になります。

費用は、一旦全額をお支払いいただき、市に申請すると、限度額（※）の7～9割が支給されます。

※ 限度額は4月から翌年3月までの1年間につき10万円です。

## 購入の対象となる福祉用具

※介護保険の要支援・要介護認定申請前の購入は対象外となります。

- |                                 |                                  |
|---------------------------------|----------------------------------|
| ① 腰掛便座                          | ⑥ 排泄予測支援機器                       |
| ② 自動排泄処理装置の交換可能部品               | ⑦ スロープ【敷居などの小さい段差用のもの】           |
| ③ 入浴補助用具<br>【入浴用いすや手すり、浴室すのこなど】 | ⑧ 歩行器【車輪がついているものは除く】             |
| ④ 簡易浴槽                          | ⑨ 歩行補助つえ<br>【クラッチおよび多点杖（松葉杖は除く）】 |
| ⑤ 移動用リフトのつり具の部分                 |                                  |

## 申請に必要な書類

- |  |  |
|--|--|
| ① 支給申請書                                | ④ 医学的な所見が分かる書類および<br>排泄予測支援機器確認調書<br>(排泄予測支援機器を購入した場合のみ) |
| ② 領収書(宛名が利用者名のもの。写しの場合は<br>原本の提示が必要です) | ⑤ 本人・代理人の確認書類<br>(くわしくは10頁をごらんください)                      |
| ③ 購入した福祉用具のパンフレットの写し                   |  |

## 福祉用具購入費受領委任払いについて

介護保険の利用者が、福祉用具の1割～3割分を指定販売業者に支払い、残りの給付金の受領を販売業者に委任する方法です。

受領委任払いの取扱いをしていない販売業者もありますので、直接ご確認ください。



## 申請・問い合わせ

各区役所健康福祉課高齢介護担当（裏表紙参照）

※中央区のみ申請は窓口サービス課

# 住宅改修費の支給

支援

介護

廊下や階段に手すりを取り付けるなど、工事を伴う軽易な改修が対象です。施工業者に制限はありません。

利用者は、住宅を改修する前に、市へ事前申請を行い、工事内容の確認を受けてから、住宅改修を進めることとなります。

住宅改修の工事完了後、一旦費用の全額をお支払いいただき、改修後の申請をすることによって、工事費（※）の7～9割が支給されます。

※工事費の限度額は20万円です。

なお、保険給付の対象となる住宅は、住民票の住所地の住宅です。（実際に住んでいても、そこに住所をおいていない住宅は対象となりません。）

**対象となる改修** 介護保険の要支援・要介護認定申請前の工事は対象外となります。

- ①廊下や階段、浴室やトイレなどの手すりの取付け
- ②段差の解消  
【敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、転落防止柵を設置する工事、浴室の床のかさ上げなど】
- ③滑りの防止、移動の円滑化等のための床材の変更  
【部屋の畳敷きから板製の床材やビニール系床材などへの変更、浴室の床の滑りにくいものへの変更など】
- ④引き戸などへの扉の取替え
- ⑤和式便器から洋式便器への取替え  
【和式汲み取り便器を洋式水洗便器に取替える場合、水洗化工事の部分は対象になりません。また、既存の洋式便器に暖房便座、洗浄機能を加えることは含まれません。】
- ⑥ 上記①から⑤のために必要な工事

## 申請に必要な書類

事前申請	①事前確認書 ②住宅改修が必要な理由書 ③工事費見積書(材料費、施工費用、数量が部屋や設置箇所ごとに明記されたもの) ④住宅所有者の承諾書(所有者が利用者本人の場合はいりません) ⑤改修前の写真、または改修内容がわかる見取り図
改修後の申請	⑥支給申請書 ⑦工事費内訳書(見積書と同様) ⑧改修前と改修後の写真 (撮影日が写真に入っているもの。事前申請で提出した改修前の写真に撮影日が入っている場合は、改修後の写真のみで可) ⑨領収書(宛名が利用者名かつ領収日が事前申請確認後のもの。写しの場合は原本の提示が必要です) ⑩本人・代理人の確認書類(くわしくは10頁をごらんください)

## 住宅改修費受領委任払いについて

介護保険の利用者が、住宅改修費の1割～3割分を改修業者に支払い、残りの給付金の受領を改修業者に委任する方法です。

これにより利用者は、一時的にまとまった費用を負担せずに住宅改修を行うことができます。受領委任払いの取扱いをしていない改修業者もありますので、直接ご確認ください。

市独自の制度として住宅リフォーム助成制度もあります。くわしくは68頁をごらんください。

## 申請・問い合わせ

各区役所健康福祉課高齢介護担当（裏表紙参照）

# 介護保険施設に入所(入院)するサービス

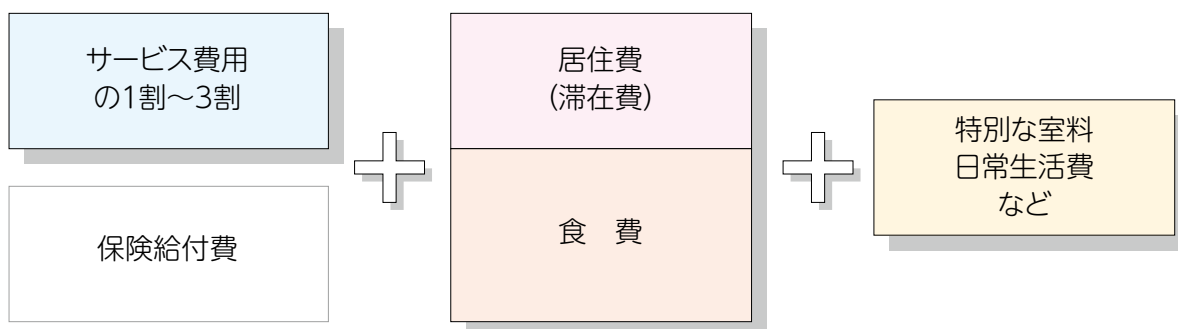
介護保険施設に入所(入院)した場合は、サービス費用の1割～3割を利用料として自己負担するほか、居住費(ショートステイの場合は滞在費)と食費についても、在宅の場合と同様にご負担いただきます。

※具体的な居住費(滞在費)や食費の金額は、利用者と施設の契約によって定められます。

- ◆ 居住費(滞在費)…室料と光熱水費相当額のことです。
- ◆ 食 費…食材料費相当額および調理費相当額のことです。

※このほかに、日常生活費、特別な室料がかかる場合があります。

## (施設の入所にかかる費用)



所得の低い方に対しては、居住費(滞在費)・食費などの、利用者負担の軽減制度があります。くわしくは53頁をごらんください。

## 【施設やショートステイの居室の種類について】

施設の居室には4つの種類があり、それぞれの居室で利用料も異なります。

- ◎ユニット型個室  
少人数で利用する共同生活室のまわりに個室が配置されています。共同生活室では、入所者同士が家庭的な雰囲気の中で交流できます。
- ◎ユニット型個室的多床室(ユニット型準個室)  
既存の居室をユニット型個室に改装したものです。
- ◎従来型個室  
ユニットに属していない個室です。
- ◎多床室  
2名～4名の入所者で利用する居室(相部屋)です。

# 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護

常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。施設サービス計画に基づいて食事、入浴、排泄などの介助、日常生活上の支援、機能訓練、健康管理などのサービスを受けることができます。

原則 要介護3～5の方（平成27年3月31日以前から入所している方は除きます）

標準的なサービスの費用（1日当たり） 費用の1割～3割が自己負担になります。

部屋の種別 \ 介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型個室	6,793円	7,503円	8,264円	8,984円	9,683円
ユニット型個室的多床室	6,793円	7,503円	8,264円	8,984円	9,683円
従来型個室	5,972円	6,682円	7,422円	8,132円	8,831円
多床室	5,972円	6,682円	7,422円	8,132円	8,831円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※これら費用の1割～3割負担のほか、食費+居住費+日常生活費等がかかります。

## ●入所の決定方法

新潟市内の各特別養護老人ホームでは、新潟市が策定した入所指針（ガイドライン）に基づき、各施設において入所基準を作成し、入所の判定を行っています。

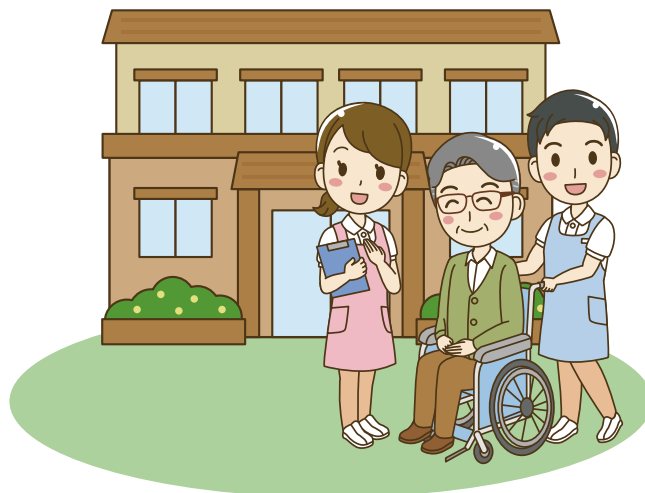
施設の入所申込書にケアマネジャーが記載する意見書（介護の必要の程度、在宅サービスの利用度、主たる介護者や家族等の状況をそれぞれ点数化したもの）を添えて、各施設に入所申し込みを行います。

各施設では入所検討委員会を開催し、これら意見書等を基に入所の判定を行います。詳しくは、申込先の特別養護老人ホームにお問い合わせください。

## ●特別養護老人ホームの特例入所

要介護1・2の方でもやむを得ない事情により、在宅生活が困難な状況のときは、特例的に新規入所が認められる場合があります。また、入所の決定は、申込順ではなく、本人の要介護度や家族の状況によって判定する仕組みが導入されています。

詳しくは、担当のケアマネジャーや申込先の特別養護老人ホームにお問い合わせください。



# 介護老人保健施設

介護

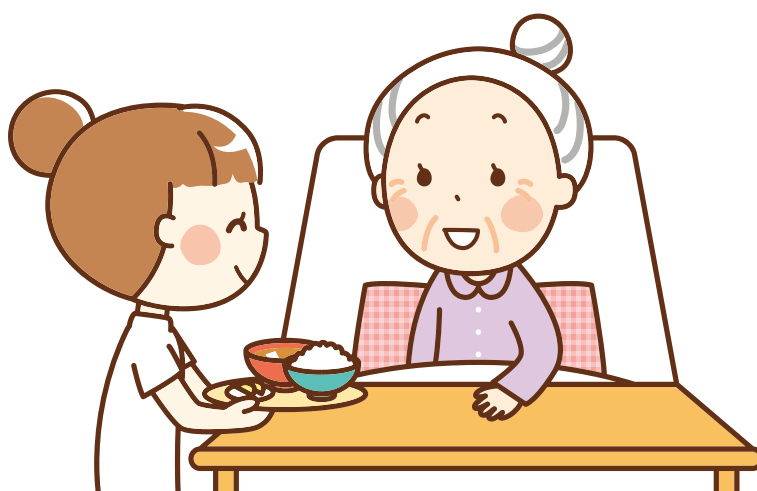
病状が安定し、治療よりも看護や介護に重点をおいたケアが必要な方が入所します。施設サービス計画に基づいて医療、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、日常生活上の支援などのサービスを受けることができます。

**標準的なサービスの費用(1日当たり)** 費用の1割～3割が自己負担になります。

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型個室	8,132円	8,598円	9,257円	9,815円	10,322円
ユニット型個室的多床室	8,132円	8,598円	9,257円	9,815円	10,322円
従来型個室	7,270円	7,736円	8,395円	8,953円	9,450円
多床室	8,041円	8,548円	9,207円	9,744円	10,261円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※これら費用の1割～3割負担のほか、食費+居住費+日常生活費等がかかります。



# 介護医療院

介護

慢性期に必要とされる、「長期療養のための医療」と「日常生活上の支援（介護）」を、一体的に受けることができるサービスです。

**標準的なサービスの費用(1日当たり)** 費用の1割～3割が自己負担になります。

## I型（主に重篤な身体疾患のある方および身体合併症のある認知症の方など）

部屋の種別 \ 介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型個室	8,619円	9,734円	12,157円	13,182円	14,114円
ユニット型個室的多床室	8,619円	9,734円	12,157円	13,182円	14,114円
従来型個室	7,310円	8,436円	10,849円	11,884円	12,806円
多床室	8,446円	9,562円	11,985円	13,009円	13,942円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※これら費用の1割～3割負担のほか、食費+居住費+日常生活費等がかかります。

## II型（I型と比べて容態が比較的安定した方など）

部屋の種別 \ 介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型個室	8,608円	9,643円	11,894円	12,847円	13,719円
ユニット型個室的多床室	8,608円	9,643円	11,894円	12,847円	13,719円
従来型個室	6,844円	7,817円	9,947円	10,839円	11,650円
多床室	7,907円	8,953円	11,072円	11,975円	12,786円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※これら費用の1割～3割負担のほか、食費+居住費+日常生活費等がかかります。

# 地域密着型サービス

認知症の高齢者やひとり暮らしの高齢者が増加しています。こうした方々が出来る限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、小規模で地域に展開する「地域密着型サービス」が設けられています。引き続き、市内の均衡を図りながら地域密着型サービスの基盤整備を進めていきます。

## 小規模多機能型居宅介護

支援 介護

住みなれた地域で安心して暮し続けられるように、ご希望をお聞きしながら、生活様式にあわせて「通い」を中心に、「訪問」や「泊まり」を組み合わせた介護サービス計画を作成し、サービスを提供します。

原則として、その市町村の被保険者のみがサービスを利用できます。

- 支援 (要支援1、2の方) 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護 (要介護1～5の方) 小規模多機能型居宅介護

標準的なサービスの費用 費用の1割～3割が自己負担になります。

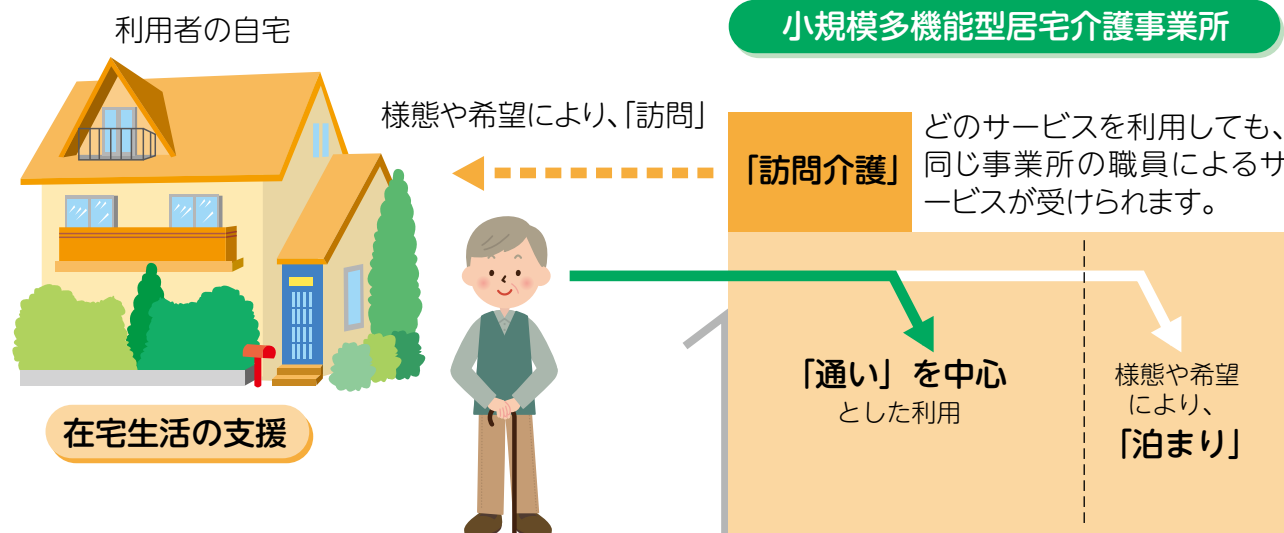
要支援1	1月につき	35,086円
要支援2	1月につき	70,905円
要介護1	1月につき	106,357円
要介護2	1月につき	156,312円
要介護3	1月につき	227,391円
要介護4	1月につき	250,965円
要介護5	1月につき	276,715円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※食費や居住費は自己負担となります。その他、日常生活費がかかる場合がありますので、事業者にご確認ください。

※利用内容は、事業者にご確認ください。

### サービス利用のイメージ



# 看護小規模多機能型居宅介護

介護

利用者の状態に応じた通い・泊まり・訪問（介護と看護）サービスを柔軟に提供するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を合わせたサービスを行います。

## 介護（要介護1～5の方）看護小規模多機能型居宅介護

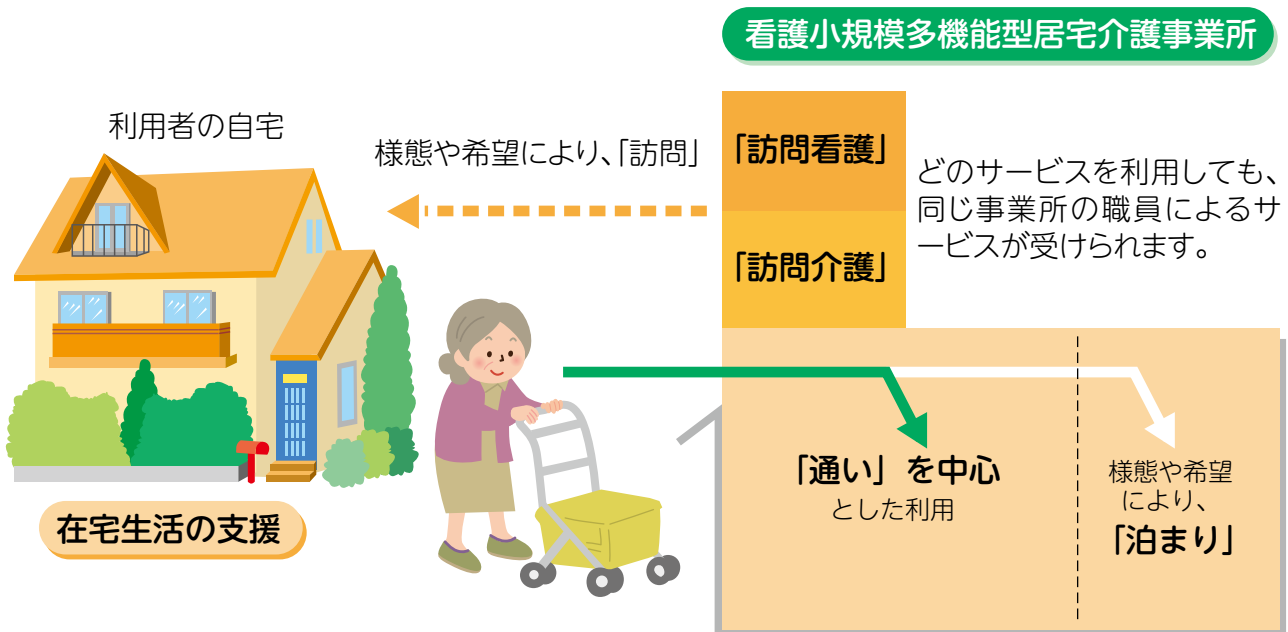
標準的なサービスの費用 費用の1割～3割が自己負担になります。

要介護1	1月につき	126,585円
要介護2	1月につき	177,110円
要介護3	1月につき	248,971円
要介護4	1月につき	282,380円
要介護5	1月につき	319,419円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※食費や居住費は自己負担となります。その他、日常生活費がかかる場合がありますので、事業者にご確認ください。

※利用内容は、事業者にご相談ください。



# 夜間対応型訪問介護

介護

夜も安心して自宅で生活できるよう、夜間の定期的な巡回と通報による随時対応を組み合わせ、ヘルパーが自宅を訪問し、身の回りの支援を行います。

## 介護 (要介護1～5の方) 夜間対応型訪問介護

**標準的なサービスの費用** 費用の1割～3割が自己負担になります。

【オペレーションセンターを設置する場合】(夜間対応型訪問介護費I)

1か月の基本定額	1月につき	10,097円
----------	-------	---------

上記の1か月の基本定額に、訪問回数に応じて下記費用を加算します。

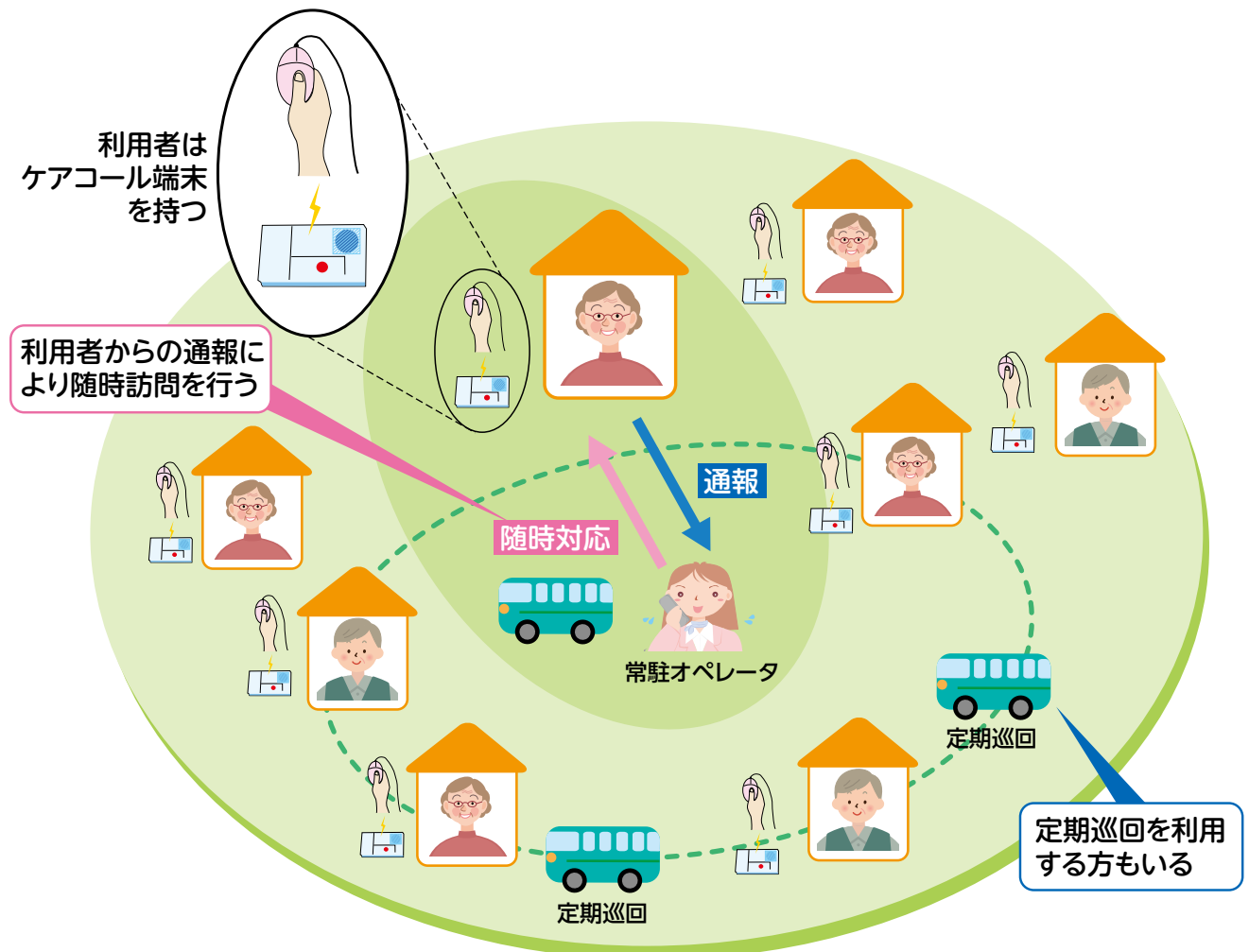
定期巡回サービス	1回につき	3,798円
随時訪問サービス (I)	ヘルパー1人対応 1回につき	5,789円
随時訪問サービス (II)	ヘルパー2人対応 1回につき	7,800円

【オペレーションセンター未設置の場合】(夜間対応型訪問介護費II)

1月につき	27,587円
-------	---------

※他に、各種加算が算定される場合があります。

## サービス利用のイメージ (オペレーションセンターを設置する場合)



# 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護

要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、日中・夜間を通じて1日複数回の定期訪問と随時の対応を介護・看護が一体的に、又は密接に連携しながら提供するサービスを行います。

## 介護 (要介護1～5の方) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

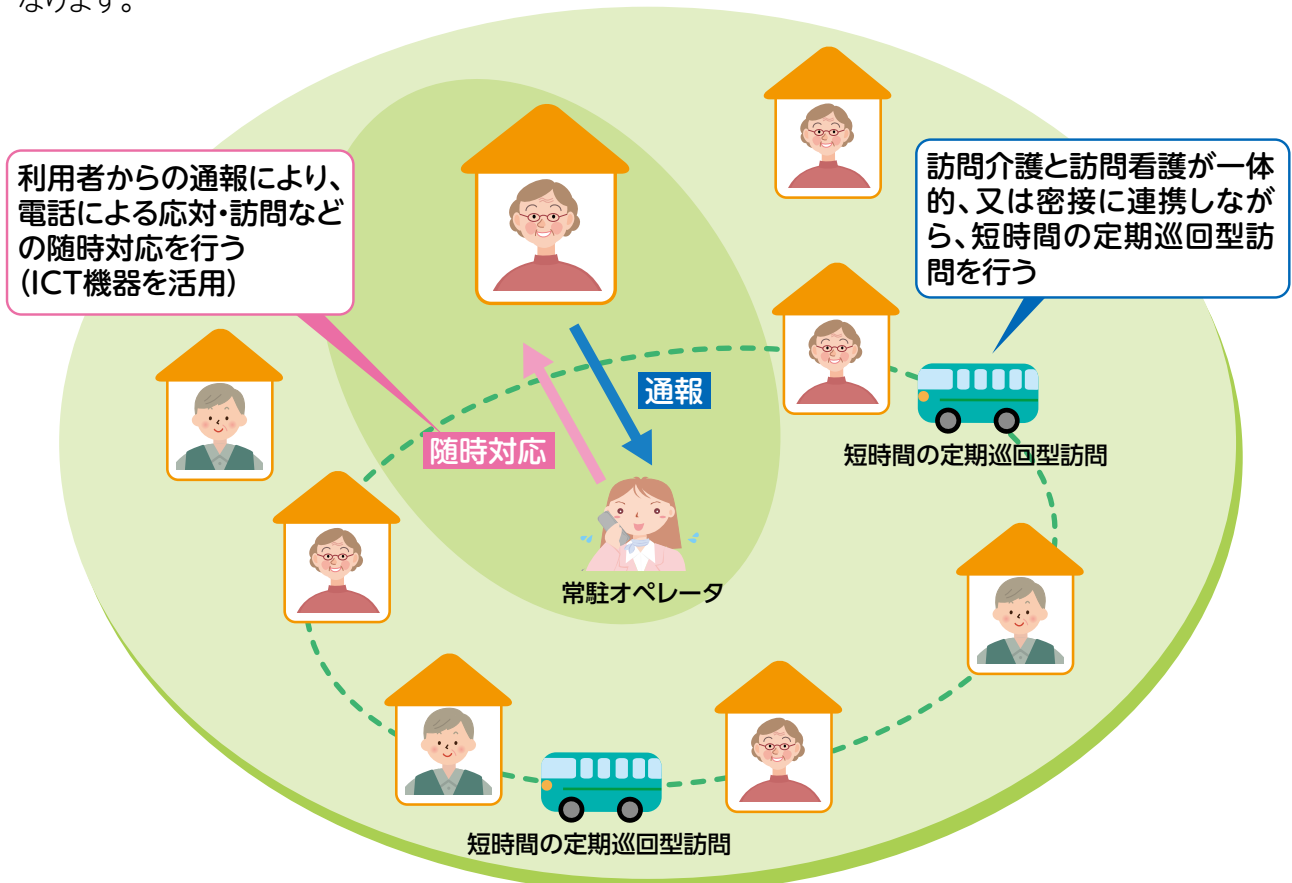
標準的なサービスの費用 費用の1割～3割が自己負担になります。

		介護・看護を同じ事業所が提供する場合(一体型)		看護は他の訪問看護事業所と連携して提供し、介護のみ提供する事業所を利用する場合(連携型)※
		介護・看護利用者	介護利用者	
要介護1	1月につき	81,128円	55,603円	55,603円
要介護2	1月につき	126,736円	99,241円	99,241円
要介護3	1月につき	193,459円	164,789円	164,789円
要介護4	1月につき	238,485円	208,457円	208,457円
要介護5	1月につき	288,922円	252,105円	252,105円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※連携型の事業所を利用する場合で、連携する訪問看護事業所から訪問看護を受ける場合は、上記料金とは別に要介護1～4の場合は30,231円、要介護5の場合は38,399円を訪問看護事業所に支払うことになります。

地域密着型サービス



# 地域密着型通所介護 ～デイサービス～

介護

定員18人以下の小規模なデイサービスセンターなどの施設へ通い、入浴や食事の提供や日常生活上の支援や機能訓練を行います。

- ・看護師や保健師などによる健康チェックや日常動作訓練
- ・移動や排泄の介助、見守りなどのサービス
- ・レクリエーションなど、利用者同士の交流

## 介護 (要介護1～5の方) 地域密着型通所介護

標準的なサービスの費用(7時間以上8時間未満) 費用の1割～3割が自己負担になります。

要介護1	1回につき	7,635円
要介護2	1回につき	9,024円
要介護3	1回につき	10,464円
要介護4	1回につき	11,884円
要介護5	1回につき	13,303円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※入浴サービスについては提供していない事業所もありますので、詳細は事業所にお問い合わせください。

※食費やおむつ代は保険の対象になりませんので、別途自己負担となります。

これらのサービスは、利用する方の状態にあわせて、デイサービス等で行われます。

- 運動器の機能向上 柔軟体操や筋力低下を防ぐための運動やトレーニング
- 栄養改善 低栄養を予防するための食べ方、食材の選び方の指導
- 口腔ケア 口腔機能の低下やおそれのある方に口腔内の健康状態を含め、食べることや飲み込む機能向上が必要な方のための指導

## 認知症対応型通所介護 ～デイサービス～

支援

介護

デイサービスセンターなどの施設で、認知症の方を対象に、定員12名程度の少人数で、入浴や食事の提供、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

**支援** (要支援1、2の方) 介護予防認知症対応型通所介護

**介護** (要介護1～5の方) 認知症対応型通所介護

標準的なサービスの費用(単独型事業所で7時間以上8時間未満のサービスを受けた場合)

費用の1割～3割が自己負担になります。

要支援1	1回につき	8,756円
要支援2	1回につき	9,773円
要介護1	1回につき	10,108円
要介護2	1回につき	11,207円
要介護3	1回につき	12,305円
要介護4	1回につき	13,414円
要介護5	1回につき	14,512円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※食費やおむつ代は保険の対象になりませんので、別途自己負担となります。

## 認知症対応型共同生活介護 ～グループホーム～

支援

介護

要介護者であって認知症である方が、少人数で家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴や排せつ、食事、機能訓練などを行います。

**支援** (要支援2の方) 介護予防認知症対応型共同生活介護 ※要支援1の方は利用できません。

**介護** (要介護1～5の方) 認知症対応型共同生活介護

標準的なサービスの費用

費用の1割～3割が自己負担になります。

要支援2	1日につき	7,716円
要介護1	1日につき	7,757円
要介護2	1日につき	8,122円
要介護3	1日につき	8,355円
要介護4	1日につき	8,527円
要介護5	1日につき	8,710円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※食材料費や居室の賃貸借契約に必要となる費用(家賃・敷金・礼金・共益費等)は、保険の対象に含まれませんので、事業者にご確認ください。

※その他の居宅サービス(居宅療養管理指導を除く)と同時に利用することはできませんのでご注意ください。

### 短期利用共同生活介護について

グループホームを30日以内で短期的に利用できます。1つのユニットにつき定員の枠内で1名の利用になります。(短期利用の場合は、上記金額に加算があります。)

※実施の有無については、各施設に直接おたずねください。

## 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

介護

定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームです。自宅では介護が困難な方が入所します。

原則 要介護3～5の方（平成27年3月31日以前から入所している方は除きます）

標準的なサービスの費用(1日あたり) 費用の1割～3割が自己負担になります。

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型個室	6,915円	7,635円	8,395円	9,136円	9,845円
ユニット型個室の多床室	6,915円	7,635円	8,395円	9,136円	9,845円
従来型個室	6,084円	6,803円	7,554円	8,284円	8,994円
多床室	6,084円	6,803円	7,554円	8,284円	8,994円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※これらの費用の1割～3割負担のほか、食費+居住費+日常生活費等がかかります。

※利用料、各居室の種類の説明は、37頁をごらんください。

※所得の低い方に対して、居住費・食費など、利用料の軽減制度があります。

くわしくは53頁をごらんください。

## 地域密着型特定施設入居者生活介護

介護

定員29人以下の小規模な有料老人ホームなどに入居している方も、食事や入浴、排泄の介助などのサービスを介護保険で利用することができます。

指定を受けた入居定員29人以下の有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームです。

標準的なサービスの費用 費用の1割～3割が自己負担になります。

要介護1	1日につき	5,536円
要介護2	1日につき	6,225円
要介護3	1日につき	6,945円
要介護4	1日につき	7,605円
要介護5	1日につき	8,314円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※食材料費や居室の賃貸借契約に必要な費用（家賃・敷金・礼金・共益費等）は、保険の対象に含まれませんので、事業者にご確認ください。

※その他の居宅サービス(居宅療養管理指導を除く)と同時に利用することはできませんのでご注意ください。

【短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護について】

一定の要件を満たす地域密着型特定施設については、30日以内で短期利用ができます。

※実施の有無については、各施設に直接おたずねください。